

高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱改正 新旧対照表

改 正 後	現 行
高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱	高知県こうち山の日推進事業費補助金交付要綱
第 1 条～第13条 （省略）	第 1 条～第13条 （省略）
附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。	附則 1 この要綱は、平成16年4月16日から施行する。 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第6条、第8条第3項及び第11条の規定は同日以降もなおその効力を有する。
附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。	附則 この要綱は、平成17年4月22日から施行する。
附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。	附則 この要綱は、平成18年4月7日から施行する。
附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。	附則 この要綱は、平成19年4月5日から施行する。
附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。	附則 この要綱は、平成20年4月9日から施行する。
附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。	附則 この要綱は、平成21年4月2日から施行する。
附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。	附則 この要綱は、平成22年4月19日から施行する。
附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。	附則 この要綱は、平成23年4月7日から施行する。
附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。	附則 この要綱は、平成23年4月19日から施行する。
附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。	附則 この要綱は、平成24年3月21日から施行する。
附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。	附則 この要綱は、平成26年4月4日から施行する。
附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。	附則 この要綱は、平成30年4月3日から施行する。
附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。	附則 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年5月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）（省略）

別表第2（第4条関係）

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	補助事業者が事業実施主体に対して交付する補助金	10分の10以内	
附帯事務費	（１）事業内容 補助事業者が補助事業の実施に当たり要する経費のうち （２）に掲げるもの （２）補助対象経費 ①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費	10分の10以内	（注１）補助事業を行うために必要な報酬、賃金及び共済費とする。 （注２）食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。

附則 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年3月22日から施行する。

別表第1（第3条関係）（省略）

別表第2（第4条関係）

区分	事業内容及び補助対象経費	補助率等	備考
事業費	補助事業者が事業実施主体に対して交付する補助金	10分の10以内	
附帯事務費	（１）事業内容 補助事業者が補助事業の実施に当たり要する経費のうち （２）に掲げるもの （２）補助対象経費 ①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費	10分の10以内	（注１）補助事業を行うために必要な報酬、賃金及び共済費とする。 （注２）食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。

	⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧委託料 ⑨使用料及び賃借料		
--	--	--	--

事業発表会・意見交換会経費について削除

	⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧委託料 ⑨使用料及び賃借料		
事業発表会・意見交換会経費	（１）事業内容 補助事業者が事業発表会及び意見交換会の実施に当たり要する経費のうち（２）に掲げるもの （２）補助対象経費 ①報酬 ②共済費 ③賃金 ④報償費 ⑤旅費 ⑥需用費 ⑦役務費 ⑧使用料及び賃借料	10分の10以内	（注１）補助事業を行うために必要な報酬、賃金及び共済費とする。 （注２）食糧費及び賄材料費については、補助対象外とする。

別表第3（第4条関係）

事業区分	事業内容	補助率等	備考
A. 普及啓発 活動支援 事業	「こうち山の 日」の制定趣旨に 沿った県民参加型 ※による普及啓発 に資する活動 ア 森づくり （間伐、環境 整備、植栽、竹 林整備） イ 木使い （木工、木材普及 ） ウ 森林体験と 学習 （森林体験、森林 環境学習）	（１）補助率 定額（事業実施 主体が市町村等の 場合は、事業実施 に要する経費の2 分の1以内） （２）補助限度額 25万円以内	※県民の参加を募っ て実施するもの。

別表第3（第4条関係）

区分	事業内容	補助率等	備考
事業費	（１） 森づくり ①間伐 ②環境整備 ③植栽 ④竹林整備 （２） 木使い ⑤木工 ⑥木材普及 （３） 森林体験と教育 ⑦森林体験 ⑧森林環境教育 （注）国又は県の他の事業（補 助事業、委託事業等）、「緑の 募金」を活用して助成する事業 等に採択又は採択予定の事業 は、対象外とする。	（１）補助率 定額（事業実施主 体が生町村等の場合 は、事業実施に要す る経費の2分の1以 内） （２）補助限度額 25万円以内	

B. 植樹活動 支援事業	県民参加型※ ¹ による植栽前の地 拵え及び植栽後の 下刈り※ ² を伴う 植樹活動	(1) 補助率 定額（事業実施 主体が市町村等の 場合は、事業実施 に要する経費の 2 分の 1 以内） (2) 補助限度額 50 万円以内	※ 1 県民の参加を募 って実施するもの。 ※ 2 下刈りの補助対 象期間は原則、5 年 生までとし、別記第 1 号様式又は第 2 号 様式の別紙 1 に地拵 え、植栽及び下刈り に係る 5 年間の全体 計画を記載するこ と。
C. 「緑の少 年団」活 動支援事 業	子ども会等の団 体が行う「緑の少 年団」活動（森林 環境学習の実施、 植樹や緑化活動、 森林保全活動、地 域の美化活動、全 国緑の少年団活動 発表会への参加 等）	(1) 補助率 定額（事業実施 主体が市町村等の 場合は、事業実施 に要する経費の 2 分の 1 以内） (2) 補助限度額 20 万円以内	

（注 1）国又は県の他の事業（補助事業、委託事業等）、「緑の募金」を
活用して助成する事業等に採択又は採択予定の事業は対象外とする。

別表第 4（第 4 条関係）

補助 対象 経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備、等）	（注 1）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1 人 1 日当たり 9,000 円以内とする。 （注 2）事業区分 A 及び C においては、賃金が補助金実績額に占める割合を 20 % 以内とする。なお、事業区分 B においては、割合の制限を設けない。

別表第 4（第 4 条関係）

補助 対象 経費	摘要	備考
賃金	作業補助者への賃金（当日の指導、前日までのイベントの準備、会場整備等）	（注）金額は、事業を行うのに必要な最小限度の額とする（1 人 1 日当たり 7,000 円以内とし、補助金実績額の 20 % 以内とする。）

報償費	外部講師等への謝金	（注１）外部講師は県内在住講師とする。 （注２）金額は、１人１日当たり 9,000 円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は１人１日当たり 3 万円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。 （注３）事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。	報償費	外部講師等への謝金	（注１）外部講師は県内在住講師とする。 （注２）金額は、１人１日当たり 9,000 円以内とする。ただし、特段の理由がある場合は１人１日当たり 3 万円以内とし、社会通念上、妥当な額とする。 （注３）事業を実施する団体の職員（会員及び役員を含む）等への講師謝金は補助対象外とする。
旅費	外部講師又はスタッフ（応援団体等を含む）への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	（注１）事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。 （注２）自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は１キロメートルにつき 29 円とする。	旅費	外部講師又はスタッフ（応援団体等を含む）への旅費とし、有料道路の通行料金を含む。	（注１）事業の当日及び準備に要する費用を対象とし、費用は実費とする。 （注２）自家用車を使用する場合の距離の算定は、経済的かつ合理的な経路により行うものとし、車賃は１キロメートルにつき 29 円とする。

需用費	(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費（クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃、救急セット等）	（注1）参加者への土産物（木エクラフト等材料費が少額なものを除く）や実施団体の資産になり得る物品等（チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等）は補助対象外とする。ただし、事業区分0については、植樹や緑化活動に用いるプランターやスコップ等の物品は補助対象とする。 （注2）広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。
	(2) 燃料 ガソリン、軽油代（チェーンソーや刈払機等の燃料費）	
	(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等	
	(4) 資材 苗木代、支柱代等	
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費（切手・ハガキ代等）、振込手数料等	（注）県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土木工事費等	（注）活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。

需用費	(1) 消耗品 事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費（クラフト体験の材料費、チェーンソーや刈払機の替刃等）	（注1）参加者への土産物（木エクラフト等材料費が少額なものを除く）や実施団体の資産になり得る物品等（チップパー、木材搬出機、チェーンソー、刈払機等）は補助対象外とする。 （注2）広報に要する費用はイベントの規模に応じて過大にならないこと。
	(2) 燃料 ガソリン、軽油代（チェーンソーや刈払機等の燃料費）	
	(3) 印刷製本 チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等	
	(4) 資材 苗木代、支柱代等	
役務費	活動に係る傷害保険料、資料の郵送に係る通信運搬費（切手・ハガキ代等）、振込手数料等	（注）県外への発送に係る郵送料等は補助対象外とする。
委託料	木材の加工、印刷物のデザイン、軽土木工事費等	（注）活動内容の主たる部分を委託する場合は補助対象外とする。

使用料 及び賃 借料	車両、会場、機材等の使用料及 び賃借料	（注１）実施団体の代表者へ の賃借料は補助対象外とす る。 （注２）料金が定まっていな いものについては、社会通念 上、妥当な額とする。
------------------	------------------------	---

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 交付決定日より前に発生する経費
- 4 その他不適当と認められる経費

別表第５（第４条関係）

事業の実施基準

区 分	内 容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の 内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活 用して広報を行い、森林環境税を活用した取組の周知を図る こと。

使用料 及び賃 借料	車両、会場、機材等の使用料及 び賃借料	（注１）実施団体の代表者への 賃借料は補助対象外とする。 （注２）料金が定まっていな いものについては、社会通念上、 妥当な額とする。
------------------	------------------------	---

その他補助対象外となる経費

- 1 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- 2 事務所賃借料、光熱水費等経常的運営に要する経費
- 3 事業発表、意見交換会に参加する際に要する経費
- 4 交付決定日より前に発生する経費
- 5 その他不適当と認められる経費

別表第５（第４条関係）

事業の実施基準

区 分	内 容
広報	補助事業者は、事業実施主体の行った取組等、補助事業の 内容について、県民に向けてホームページ等様々な手段を活 用して広報を行い、森林環境税を活用した取組の周知を図る こと。

公募	①補助事業者は、森林・林業に係るNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体をはじめ、過去に補助金申請のあった団体等に対して文書による通知を行うとともに、ホームページ、マスコミ等を活用して、幅広く周知し、公平な公募を行うこと。 ②公募に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨の記載を行うこと。 ③公募の期間は、おおむね1月程度を確保すること。	公募	①補助事業者は、森林・林業に係るNPO等、市町村、森林組合、森林・林業関係団体をはじめ、過去に補助金へ提案のあった団体等に対して文書による通知を行うとともに、ホームページ、マスコミ等を活用して、幅広く周知し、公平な公募を行うこと。 ②公募に当たっては、森林環境税を活用した事業である旨の記載を行うこと。 ③公募の期間は、おおむね1月程度を確保すること。
企画選定	①事業区分Aについては、企画の選定に当たって、森林環境、林業等についての見識を有する者5名程度で構成される委員会において審査等を行い、公平な採択を行うこと。事業区分B及びCについては、公益社団法人高知県森と緑の会事務局において審査・採択を行うこと。 ②審査基準については、次のとおりとし、必要に応じて追加することも可能とする。ただし、事業区分Cにおいて、事業実施主体の構成員のみで行う活動については、下記審査基準エ及びオに該当しなくてもよいこととする。 ア 「こうち山の日」の制定趣旨に基づいているか イ 企画内容が独創性又は先進性に優れているか ウ 事業実施に当たっての執行体制は十分か エ 県民から幅広い参加が得られるか（募集） オ 県民に広く周知することが可能か（広報） カ 県民の意識高揚が図れるか キ 投資に比べ効果が高いか	企画選定	①企画の選定に当たっては、森林環境、林業等についての見識を有する者5名程度で構成される委員会を開催し、審査等を行い、公平な採択を行うこと。 ②審査基準については、次のとおりとし、必要に応じて追加することも可能とする。 ア こうち山の日制定趣旨に基づいているか イ 企画内容が独創性又は先進性に優れているか ウ 事業実施に当たっての執行体制は十分か エ 県民から幅広い参加が得られるか（募集） オ 県民に広く周知することが可能か（広報） カ 県民の意識高揚が図れるか キ 投資に比べ効果が高いか

	ク 事業を実施することが「こうち山の日」の制定趣旨に沿った普及啓発にどのようにつながるのか、事業実施主体からの十分な説明がなされているか ③公益社団法人高知県森と緑の会の助成を過去３年以内に受けていた事業と同様の事業を採択しないこと。		③公益社団法人高知県森と緑の会の助成を過去３年以内に受けていた事業と同様の事業を採択しないこと。
事業実施	①補助事業者は、事業実施主体に対し、事業実施の際における「こうち山の日」ののぼりの掲示、森・ヒト・こうち応援ネットに公募及び事業結果報告を掲載するとともに、森林環境税を活用した事業である旨の公報を行うことについて、要請すること。 ②可能な範囲で、事業実施主体の開催する取組に参加し、広報等を行うこと。 ③必要に応じて、事業実施主体に対して、この事業の趣旨に即した指導等を行うこと。	事業実施	①補助事業者は、事業実施主体に対し、事業実施の際における「こうち山の日」ののぼりの掲示、森・ヒト・こうち応援ネットに公募及び事業結果報告を掲載するとともに、森林環境税を活用した事業である旨の公報を行うことについて、要請すること。 ②可能な範囲で、事業実施主体の開催する取組に参加し、広報等を行うこと。 ③必要に応じて、事業実施主体に対して、この事業の趣旨に即した指導等を行うこと。
検査及び確定	①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書等の写しを添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。 ②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業者として事業内容、その支出等について内容の説明責任を果たせるようにすること。	検査及び確定	①事業実施主体の提出する実績報告書に領収書等の写しを添付させ、支払内容及び事業実施の検査を行うこと。 ②事業実施主体の執行が補助事業の目的に沿って行われていることを確認し、補助事業者として事業内容、その支出等について内容の説明責任を果たせるようにすること。

別表第 6（第 6 条関係）（省略）
別記第 1 号様式（第 5 条関係）（省略）
別紙 1

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	事業区分	事業の内容、実施規模等

（注）（省略）

別紙 2

収支予算書

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 支出

科目	予算額	摘要
事業費	—	—
補助金		

別表第 6（第 6 条関係）（省略）
別記第 1 号様式（第 5 条関係）（省略）
別紙 1

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模等

（注）（省略）

別紙 2

収支予算書

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 支出

科目	予算額	摘要
事業費	—	—
補助金		

附 帯 事 務 費	—	—
報 酬		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需用費		
役 務 費		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
附 帯 事 務 費 小 計		
補 助 対 象 外 経 費		
合 計		

（注）「摘要」欄は、それぞれの金額の算定基礎を記入してください。
また、その記入事項が多数の場合は、別紙（任意様式）で内容を記入してください。

附 帯 事 務 費	—	—
報 酬		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需用費		
役 務 費		
委 託 料		
使用料及び賃借料		
附 帯 事 務 費 小 計		
事 業 発 表 会 ・ 意 見 交 換 会 経 費	—	—
報 酬		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需用費		
役 務 費		
使用料及び賃借料		
事 業 発 表 会 ・ 意 見 交 換 会 経 費 小 計		
補 助 対 象 外 経 費		
合 計		

別紙3（省略）

別紙4（省略）

第2号様式（第7条関係）（省略）

別紙1

事業計画書（変更）

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	事業区分	事業の内容、実施規模等

（注）（省略）

別紙2

収支予算書（変更）

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

--	--	--

（注）「摘要」欄は、それぞれの金額の算定基礎を記入してください。
また、その記入事項が多数の場合は、別紙（任意様式）で内容を記入してください。

別紙3（省略）

別紙4（省略）

第2号様式（第7条関係）（省略）

別紙1

事業計画書（変更）

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施時期	区分	事業の内容、実施規模等

（注）（省略）

別紙2

収支予算書（変更）

1 収入

区分	予算額	摘要
県補助金		
自己負担金		
その他		
合計		

2 支出

科目	予算額	摘要
事業費	—	—
補助金		
附帯事務費	—	—
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
補助対象外経費		
合計		

(注) 「摘要」欄は、それぞれ変更後予算額の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙(任意様式)で内容を記入してください。

2 支出

科目	予算額	摘要
事業費	—	—
補助金		
附帯事務費	—	—
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
事業発表会・意見交換会経費	—	—
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		

役務費		
使用料及び賃借料		
事業発表会・意見交換会経費 小計		
補助対象外経費		
合計		

(注)「摘要」欄は、それぞれ変更後予算額の算定基礎を記入してください。また、その記入事項が多数の場合は、別紙(任意様式)で内容を記入してください。

第3号様式(第8条関係)

別紙1

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施月日	区分	事業の内容、実施規模等

(注)(省略)

第3号様式(第8条関係)

別紙1

事業計画書

事業実施予定期間： 年 月 日から 年 月 日まで

実施月日	事業区分	事業の内容、実施規模等

(注)(省略)

別紙 2

収 支 精 算 書

1 収入

区 分	予 算 額	摘 要
県 補 助 金		
自 己 負 担 金		
そ の 他		
合 計		

(注) (省略)

2 支出

科 目	予 算 額	摘 要
事 業 費	—	—
補 助 金		
附 帯 事 務 費	—	—
報 酬		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		

別紙 2

収 支 精 算 書

1 収入

区 分	予 算 額	摘 要
県 補 助 金		
自 己 負 担 金		
そ の 他		
合 計		

(注) (省略)

2 支出

科 目	予 算 額	摘 要
事 業 費	—	—
補 助 金		
附 帯 事 務 費	—	—
報 酬		
共 済 費		
賃 金		
報 償 費		
旅 費		
需 用 費		
役 務 費		

委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
補助対象外経費		
合計		

(注) (省略)

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額・2分の1 以内 10分の10以内			

委託料		
使用料及び賃借料		
附帯事務費 小計		
事業発表会・意見交換会経費	—	—
報酬		
共済費		
賃金		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
使用料及び賃借料		
事業発表会・意見交換会経費 小計		
補助対象外経費		
合計		

(注) (省略)

3 県補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費 総額	補助率	精算補助金額	既受領 補助金額	差引き未受領 補助金額
		定額・2分の1 以内 10分の10以内			

別紙 3

事業実施主体一覧表

番号	市町村名	実施団体名	事業概要	参加者数	実績		備考
					事業費	補助金額	
事業区分：A							
1							
2							
3							
事業区分：B							
1							
2							
3							
事業区分：C							
1							
2							
3							
合計							

- (注) 1 事業区分 A～C それぞれまとめて記載してください。必要に応じて、用紙を分けてください。
- 2 番号は、別紙 4 の番号と一致させてください。
- 3 「市町村名」欄については、実施団体の主たる事務局等が所在する市町村名を記入してください。
- 4 必要に応じて、増行、増項等を行ってください。

別紙 3

事業実施主体一覧表

番号	事業区分	市町村名	実施団体名	事業概要	参加者数	実 績		備考
						事業費	補助金額	
1								
2								
3								
4								
5								
6								
7								
8								
9								
合計								

- (注) 1 番号は、別紙 4 の番号と一致させてください。
- 2 「事業区分」欄については、別表第 2 の「事業内容及び補助対象経費」欄の事業内容の数字を記入してください。
- 3 「市町村名」欄については、実施団体の主たる事務局等が所在する市町村名を記入してください。
- 4 必要に応じて、増行、増項等を行ってください。